

国内経済要録

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の引下げ

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形(BA)割引率の引下げに伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を3月から4月にかけて、それぞれ次のとおり引き下げた。

(BAレー ト変更日)	(BAレー ト変更幅)	(本行割引率 改訂実施日)	(本行割引 率改訂幅)
3月16日	1/8%	3月18日	-0.125%
21日	1/8%	23日	-0.125%
30日	1/8%	4月1日	-0.125%
4月11日	1/8%	12日	-0.125%

この結果、本行の外国為替手形売買相場算定に適用する割引率は、次のとおりとなった。

買取手形期間90日以下のもの	3.875%
買取手形期間91日以上のもの	4.0%

◇昭和42年度地方財政計画について

政府は3月31日の閣議で、昭和42年度地方財政計画を了承した。計画策定の基本方針および計画内容の概要は次のとおり。

(1) 基本方針

地方行政の向上をはかり、地方独立財源を充実させるため、次の具体的方針を策定。①たばこ消費税率の引上げ、臨時地方財政交付金の交付などにより財源の確保に努めること、②道路整備5か年計画、下水道整備5か年計画など各種長期計画を円滑に推進すること、③41年度の特別事業債を廃止し、過密都市対策、辺地対策などの地方債を増額すること、④人口急増地区、減少地区などそれぞれの実情に応じて適切な行政を行なうため、基準財政需要額の算定方法を改善して、地方交付税の配分を合理化すること。

(2) 地方財政計画の内容

- イ. 財政規模は4兆7,714億円で前年度計画(4兆1,348億円)比15.4%増。これは前年度の伸び率(14.5%増)を若干上回るもので、国の一般会計予算案の伸び率(15.9%増)にはほぼ匹敵。
- ロ. 歳入面では、景気上昇を背景に地方税(前年度比3,465億円22.0%増)、地方交付税交付金(前年度比1,454億円19.5%増)の大幅な伸びを見込む反面、地方債は41年度に設けられた特別事業債(1,200億円)

を廃止することにより、前年度比594億円の減少となっている。

- ハ. 歳出面では、給与関係経費が給与改訂の平年度化などにより前年度比1,849億円12.6%増(前年度は12.3%増)と引き続き増大しているほか、投資的経費も道路、住宅などの公共事業費(前年度比1,396億円、15.8%増)を中心に前年度比2,505億円15.9%増とかなりの伸びとなっている(前年度は19.7%増)。

昭和42年度地方財政計画

(単位：億円)

		42年度 計 画	41年度 計 画	前 年 度 比	
				増減(△)額	増減(△)率
歳 入	地方税	19,206	15,741	3,465	22.0%
	地方譲与税	682	567	115	20.2
	臨時地方財政 交付金	120	414	△ 294	△ 71.0
	地方交付税	8,921	7,467	1,454	19.5
	国庫支出金	13,758	11,958	1,800	15.1
	地方債	2,301	2,895	△ 594	△ 20.5
	使用料および 手数料	926	817	109	13.3
	雑収入	1,800	1,489	311	20.9
	計	47,714	41,348	6,366	15.4
	歳 出	給与関係経費	16,528	14,679	1,849
一般行政経費		9,801	8,275	1,526	18.4
公債費		1,732	1,476	256	17.3
維持補修費		1,142	1,013	129	12.7
投資的経費		18,233	15,728	2,505	15.9
その他		278	177	101	57.1
計		47,714	41,348	6,366	15.4

◇利子課税制度の改正等について

政府は、昭和42年度税制改正の一環として、利子所得課税に対する現行特別措置の改正のほか、割引債券に対する源泉課税、少額貯蓄非課税制度の運用緩和につき、さる3月3日次のとおり閣議決定した。なお、本件に関する所得税法および租税特別措置法の一部を改正する法律案は、目下国会に上程され審議中である。

(1) 利子課税特別措置の改正

利子所得に対する源泉分離課税の税率(現行10%)を5%引き上げて15%とし、その適用期限を3年間延長する(なお、配当所得に対する源泉徴収税率(現行10%)および源泉分離課税を選択した場合の税率(現行15%)も各5%引き上げる)。

(2) 割引債券に対する新規源泉課税

上記税率の引上げに関連し、割引債券の償還差益に対しても、発行時に5%の源泉分離課税(個人)を行なう(注)こととし、本特別措置を同じく3年間実施する。

(注) 現在は雑所得として申告し、他の所得とあわせて総合課税される建前になっているが、無記名のため事実上非課税。

(3) 少額貯蓄非課税制度の運用緩和

現行の1人1店舗、1種類の制限を緩和し、1人元本100万円の範囲内であれば、多店舗、多種類に分散していてもその利子所得を非課税扱いとする。

◇農林漁業金融公庫の貸付金利一部引下げ

農林漁業金融公庫では、農林漁業生産の基盤整備事業関係資金(災害関係を除く)貸出の利用促進をはかるため、このほど貸付金利の一部を次のとおり引き下げ、昭和42年度貸付分から適用することを決定した。

(1) 国の補助事業に対する貸付金利(現行年6.5%)の一部(注)を年1.0%引き下げる。

(注) たとえば農地改良のうち市町村営、土地改良組合など団体営のもの、造林・林道のうち小規模なもの、漁港施設のうち地域的なもの、などの各事業資金に対するもの。

(2) 国の非補助事業に対する貸付金利(現行年5.0%)のうち、造林資金以外の金利を年0.5%引き下げる。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利等の改訂

(1) 米ドル建輸入ユーザンス金利

本邦甲種外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形(BA)割引率の引下げに伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

(BAレート変更日)	(BAレート変動幅)	(ユーザンス金利改訂実施日)	(ユーザンス金利改訂幅)
3月16日	-1/8%	3月23日	-1/8%
30日	-1/8%	4月3日	-1/8%

なおこの結果、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度は、次のようになった。

	信用状つき	信用状なし
3か月物	年 6.875%	年 7.125%
4か月物	〃 7.0 〃	〃 7.25 〃

(2) 米ドル建現地貸付金利

本邦甲種外国為替公認銀行では、米国内金利の低下に伴い、米ドル建現地貸付金利の最低限度を0.25%方引き下げることとし、4月5日から実施した(引下げ後優遇利率6.875%以上、一般利率7.125%以上)。

(3) 英ポンド建輸入ユーザンス金利および現地貸付金利

本邦甲種外国為替公認銀行では、英国公定歩合の引下げ(3月16日6.5→6.0%)に伴う市中金利の低下に追従して、現地貸付金利を年0.5%引き下げた(新金利7.7%以上、3月20日から実施)ほか、英ポンド建輸入ユーザンス金利の最低限度を次のとおり引き下げた(3月27日から実施)。

	自行ユーザンス		リファイナンス
	信用状つき	信用状なし	
引下げ幅(年率)	-0.25%	-0.25%	-0.5%
一般利率	年8.5%以上	年8.75%以上	年8.25%以上
優遇利率	〃 8.25 〃	〃 8.5 〃	〃 8.0 〃